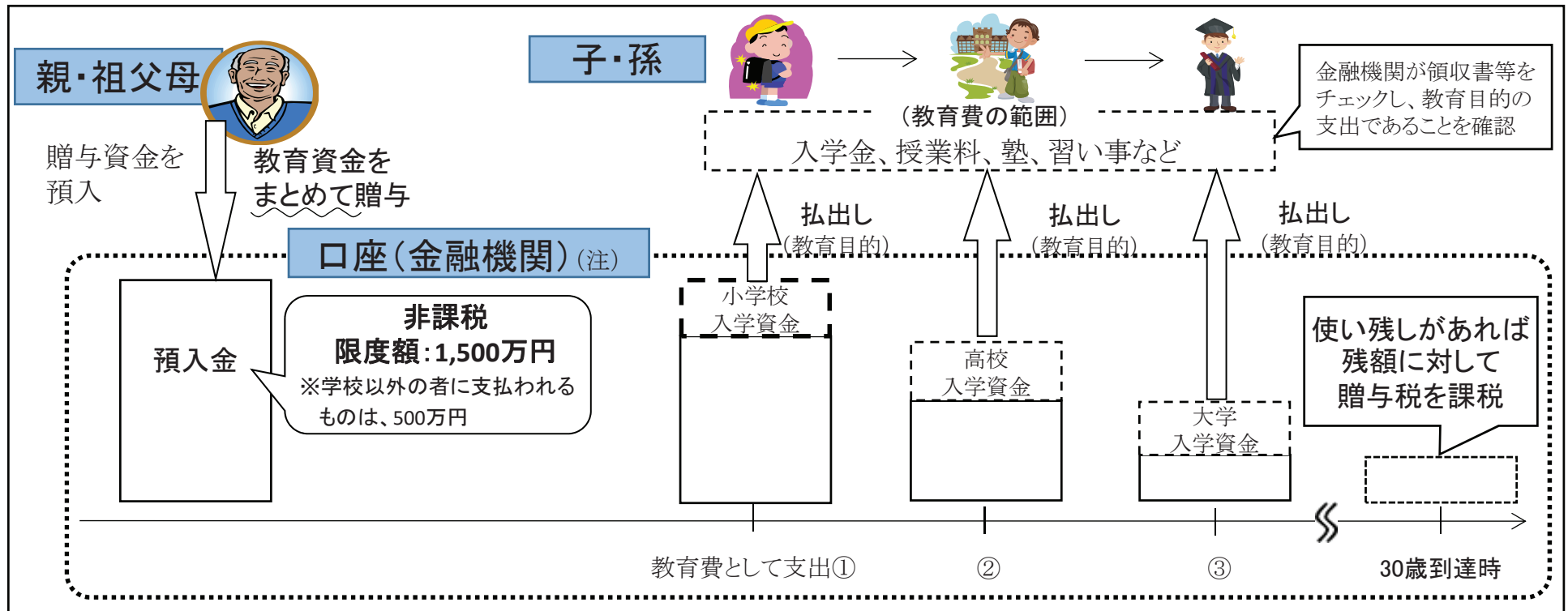


4. その他

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(現行)

制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は、金融機関(注)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。
この資金について、子・孫ごとに1,500万円を非課税とする。
- 受贈者:子・孫(0歳~30歳、所得要件なし)
- 贈与者死亡の場合でも、その時点の残高を相続財産に加算しない。
- 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの措置。



(注) 金融機関とは、信託銀行、銀行等及び証券会社をいう。

(参考) 平成30年3月末時点の実績 契約件数:19万4,336件、信託財産設定額:約1兆3,735億円

教育資金の一括贈与非課税措置の見直し(案)

適用期限について

【現行制度】

平成31年3月31日までの措置。

【見直し案】

平成33年3月31日まで、2年延長する。

受贈者の所得要件について

【現行制度】

受贈者に対して所得要件が課されていない。

【見直し案】

贈与時の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用できないこととする。

教育資金の範囲について

【現行制度】

年齢を問わず、一律に用途の範囲が設定。

【見直し案】

23歳以上の者の教育資金の範囲について、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用(留学渡航費等)、③学校等以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるものに限定することとする。

教育資金の一括贈与非課税措置の見直し(案)

残高に対する贈与税の課税について

【現行制度】

30歳到達時に、その時点の残高に対して贈与税を課税。

【見直し案】

30歳到達時において、現に①学校等に在学し又は②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても、贈与税を課税しないこととし、

その後、①又は②の事由がなくなった年の年末に、その時点の残高に対して贈与税を課税することとする。(ただし、それ以前に40歳に達した場合には、その時点の残高に対して贈与税を課税することとする。)

贈与者死亡時の残高について

【現行制度】

贈与者死亡の場合でも、その時点の残高を相続財産に加算しない。

【見直し案】

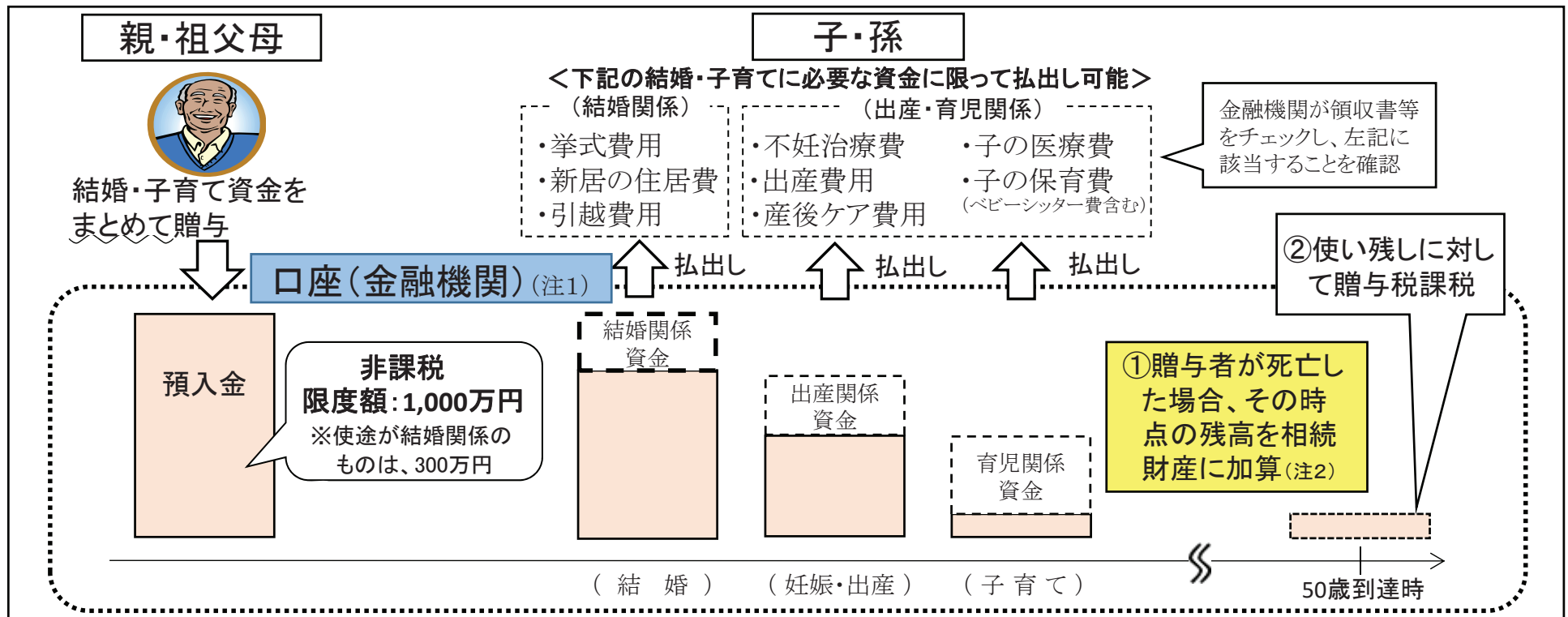
贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することとする。

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(現行)

制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は金融機関(注1)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 受贈者:子・孫(20歳~50歳、所得要件なし)
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する。
- 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの措置。



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいう。(注2) 相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない。

(参考) 平成30年3月末時点の実績 契約件数:5,343件、信託財産設定額:約151億円

結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し(案)

適用期限について

【現行制度】

平成31年3月31日までの措置。

【見直し案】

平成33年3月31日まで、2年延長する。

受贈者の所得要件について

【現行制度】

受贈者に対して所得要件が課されていない。

【見直し案】

贈与時の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用できないこととする。

過大支払利子税制の見直し(案)

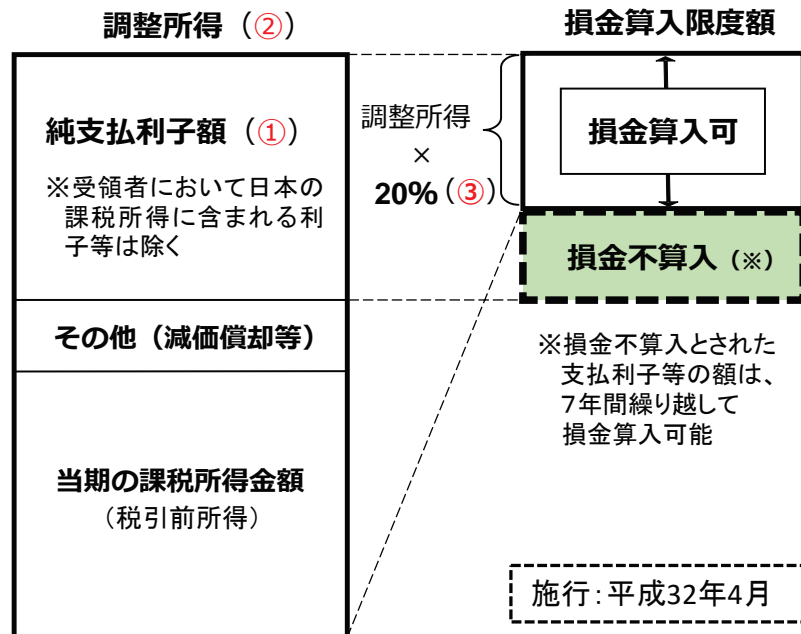
BEPS行動4最終報告書のポイント

- BEPS最終報告書では、支払利子の損金算入を制限する制度の導入を勧告。
 - ✓ 利子は、国際的なタックスプランニングで利用できる利益移転技術のうち、最も簡単なものの一つ。
 - ✓ 利子を用いた税源浸食・利益移転が生ずる場合として、関連者間借入を用いて過大な利子の損金算入を生じさせるケースや、企業グループ内の高課税法人に第三者借入を集めるケースなどが挙げられる。
 - ✓ 上記の問題に対抗するため、企業の、第三者への支払も含めた純支払利子について、その損金算入を調整所得の10~30%に制限する、利子控除制限制度の導入を勧告。

見直し案

- 日本の「過大支払利子税制」は、勧告と同様の考え方に基づく制度であるが、①対象とする利子、②調整所得の定義、③基準値について勧告内容と異なっている。
- 通常の経済活動に与える影響（国内銀行からの借入等）に配慮しつつ、BEPS（税源浸食・利益移転）リスクに的確に対応できるよう、勧告を踏まえた見直しを行う。

過大支払利子税制の概要（見直し案）



過大支払利子税制の主な見直し内容（案）

現行制度

- ①対象とする利子
 - 関連者純支払利子等のみ（受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外）
- ②調整所得
 - 利子・税・減価償却前所得（国内外の受取配当益金不算入額を加算）
- ③基準値
 - 50%
- 適用除外
 - 関連者純支払利子等の額が1000万円以下
 - 関連者への支払利子等の額が総支払利子等の額の50%以下

見直し案

- 純支払利子等(第三者を含む)（受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外）
- 利子・税・減価償却前所得（国内外の受取配当益金不算入額を加算しない）
- 20%
- 純支払利子等の額が2000万円以下
- 国内企業グループ(持株割合50%超)の合算純支払利子等の額が合算調整所得の20%以下

移転価格税制の見直し(案)

BEPS行動8最終報告書・OECD移転価格ガイドライン改訂のポイント

【勧告①】 比較対象取引が特定できない場合、無形資産の使用から得られる予測キャッシュ・フロー等の割引現在価値を用いた評価テクニック（ディスカウント・キャッシュ・フロー法：DCF法）により無形資産取引に係る独立企業間価格を算定。

【勧告②】 一定の評価困難な無形資産取引への対応として、当初の価格算定の基礎となる予測と実際の結果が大きく乖離した場合には、税務当局は当初の価格が適切に算定されていなかったと推定し、実際の結果を勘案して当初の価格を再評価。

(注) 上記のほか、広範かつ明確な無形資産の定義の採用が勧告されるとともに、税務当局が評価困難な無形資産取引に係る価格算定の適切性を検証する場合の更正期間制限に伴う困難性が問題提起された。これらの内容は移転価格税制に係る国際スタンダードであるOECDの移転価格ガイドラインに反映済。

見直し案

OECD移転価格ガイドラインの改訂内容等を踏まえ、次の見直しを行う。

1. 独立企業間価格の算定方法の整備

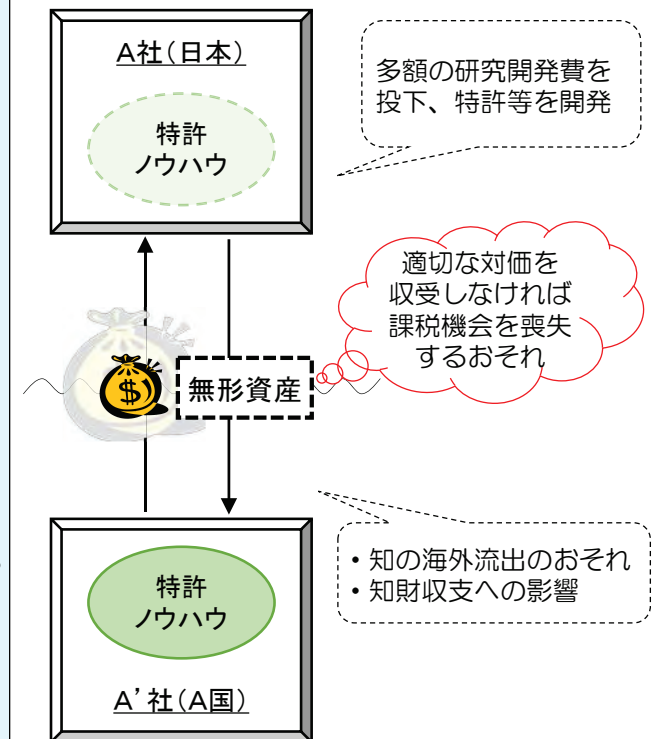
独立企業間価格の算定方法として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）を追加する。

2. 評価困難な無形資産の取引に係る価格調整措置の導入

- ・ 予測キャッシュ・フロー等の額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること等の要件を満たす評価困難な無形資産の取引について、予測と実際の結果が相違した場合には、税務当局が実際の結果（及び相違の原因となった事由の発生可能性）を勘案して当初の価格を再評価できるようにする（但し、再評価後の価格が当初の価格の20%を超えて相違した場合のみ）。
- ・ 但し、予測と結果が相違する原因となった事由が、取引時点で予測困難であったこと（災害等）又は取引時点においてその事由の発生可能性を適切に勘案して当初の価格を算定していたことを納税者が証明した場合等においては、上記の再評価は行われぬ。

3. その他

- ・ 移転価格税制上の無形資産の定義の明確化を図る。
 - * 移転価格税制上の無形資産：有形資産・金融資産（現預金、有価証券等）以外の資産で独立の事業者間で譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の支払が行われるもの
- ・ 移転価格税制に係る更正期間等を7年（現行：6年）に延長する。
- ・ 比較対象取引に係る差異調整方法として統計的手法に基づく方法を認める。



* その他所要の措置を講ずる。上記の各見直しは、平成32年4月1日以後開始事業年度分の法人税から適用する。

経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備（案）

- 近年、仮想通貨取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展。
 - こうした経済取引の健全な発展を図る観点からも、適正な課税を確保することが重要。
- ⇒ 1. 納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、
2. 高額・悪質な無申告者等の情報を税務当局が照会するための仕組みを整備することが必要。

1. 利便性の高い納税環境の整備

(例) 仮想通貨交換業者が取引データを顧客(納税者)に提供。⇒ 納税者は専用アプリや国税庁が提供する様式等を活用して簡便に電子申告。



(※) 上記のほか、仮想通貨に関する所得税の取得価額の計算方法の明確化等を実施

2. 税務当局による情報照会の仕組み（案）

- (1) 現在実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律(金商法等)の例を踏まえ、規定を整備する。
- (2) 高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を限定するとともに、事業者等による不服申立て等も可能とする。

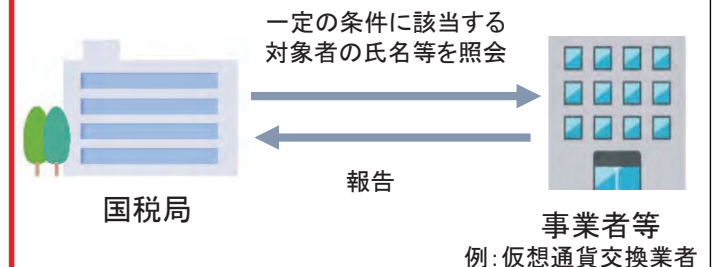
○ 照会できる場合を以下のような場合に限定

- ① 多額の所得(年間1,000万円超)を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
- ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
- ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合

(※) いずれも他の方法による照会情報の収集が困難である場合に限る。

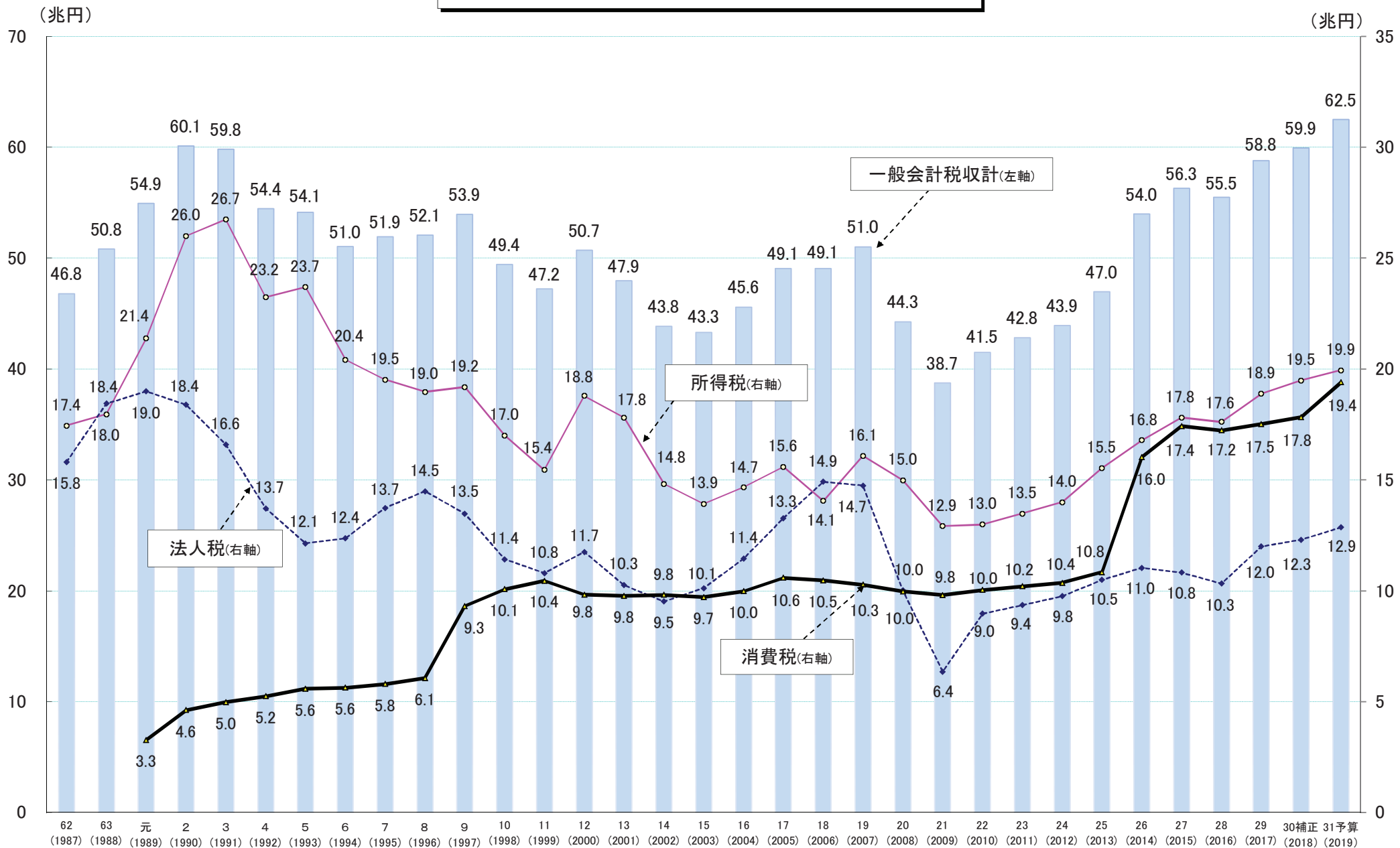
○ 照会する情報を「氏名等(※)」に限定

(※) 「氏名等」とは、氏名並びに(保有している場合には)住所及び番号(個人/法人)をいう。



參考資料

一般会計税収の推移



(注) 平成29年度以前は決算額、平成30年度は補正後予算額(概算)、平成31年度は予算額(概算)である。

(年度)